

衆議院第十九回国會

内閣委員会議録第二十二号

昭和二十九年四月七日(水曜日)

午後一時四十一分開議

出席委員

委員長代理 理事 下川儀太郎君

理事江藤 夏雄君 理事平井 義一君

理事山本正一君 理事高瀬傳君

理事鈴木 義男君

大久保武雄君 永田 良吉君

船田 中君 八木 一郎君

山崎 巖君 須磨彌吉郎君

栗山 博君 早稻田柳右三門君

飛鳥田一雄君 田中稔男君

川島 金次君 中村 高一君

松前 重義君 中村 梅吉君

辻
政信君

出席國務大臣

國務大臣 木村篤太郎君

出席政府委員

保安政務次官 前田 正男君

保安庁次長 増原 恵吉君

保安庁長官官房長 上村健太郎君

保安庁局長
加藤
陽三君

人事局

委員外の出席者

專門員	專門員	食圭川	浩君
小間	小間	召夫	召君

今日の会議に付した事件

防衛庁設置法案(内閣提出第九四号)

自衛隊法案(内閣提出第九五号)

○下川委員長代理　これより開会いたします。

委員長が所用のため、理事であります私が委員長の職務を行います。

本日は昨日に引続きまして、防衛庁設置法案及び自衛隊法案の両案を一括議題といたし、質疑を続行いたします。中村高一君。

○中村(高)委員 木村保安庁長官に、今度の防衛庁法並びに自衛隊の本質的な問題を先に二、三質問をいたしまして、あとで内容についても質問したいと思うのであります。従来の政府のいわゆる保安隊の漸増方針というものの説明につきましては、憲法の範圍内において保安隊を漸増して行くという方針は、首相のしばし言明並びに木村長官から説明をされて来たことであります。特に今度の自衛隊法を見まするといふと、まったく従来の保安

て、「必要に應じ、公共の秩序の維持に當るものとする。」という、こういう形にかわつて來てゐるのは大きな特徴であります。従つて従来の保安隊を、われわれが説明を受けておりましたいわゆる漸増方針というものから考えまするならば、これは漸増ではなくして、まったく内容を一變いたしておるのであります。ここまで来ればわれ／＼は憲法の戦力に抵触するものであることは明らかであると思うのであります。先日とも与党の平井義一君から男であるか女であるかわからぬというような質問でありましたが、確かに今度の自衛隊法は、もう露骨な再軍備でありますことは、直接侵略並びに間接侵略

略に対してわが国を防衛するといふこ

の任務を明確に規定した点からも明らかであると思うのであります。これが一体従来の政府の漸増方針に抵触するものではないかどうか、これをまずお聞きしたいのであります。今までは一つのわくの中における漸増方針であつたものが、まづたく今度は目的をかえておるのであります。この従来の方針と今回のとは明らかに相反するものでありまして、この点については、われわれは憲法上許されない範圍まで進んでいると思うのであります。この点に關します長官の御意見と、さらにこういう方針にかわつて來たそのことをさらに答弁を願ひたいのであります。が、最初から政府の説明している漸増方針というものが、こういうところまで持つて行つて、そうして最後にはど

こかで切りかえをやるという、その線まで持つて行くというところが最初の構想計画であつたのか、それともその後の情勢の変化によりまして、たとえばMSAの協定をするとか、あるいは国際情勢がかわつて来ているとか、そういう外部的な事情によつて、こういうような任務を変更するというような進み方をしていけるのか、これは今までの政府の方針の説明と明らかに反しますし、おそらく今までの速記録などを比較対照いたしますれば、政府の説明とは至るところで食い違ひをしていることは明らかでありまするが、これにつきまして長官から御説明を願いたいと思うのであります。

政府の漸増計画は終始一貫かわりございません。今度の保安庁法改正によりまして、その方針はかわつていないのであります。申すまでもなく一国が独立国家といたしまして自衛権を持つてゐることは当然であります。自衛権の裏づけであります自衛力を持つことも、これまた当然な事由であります。そこで従来の保安庁法によつて見ますと、その保安隊の任務はわが国内の平和と秩序を維持することを主たる任務としたものであります。しかしながら日本は、独立国家となつた以上は、わが国の防衛についてもみずからの手で餘々にやつて行かなければならぬ、これまた当然な事実であります。よつてこのたびの保安庁法改正によりまして、みずからの手によつてみずか

らの国を守る体制を整える、これは一歩には行けないが、いわゆる漸増方針に上つてやつて行こうというのがその趣旨であります。従いまして、改正の防衛庁設置法案並びに自衛隊法案において、自衛隊の任務を明らかにして、すなわちわが国の平和と独立を守つて国の安全を保つため、これと同時にまたわが国の秩序を維持するために自衛隊は行動をなすものである、これをはつきりさせたわけであります。決して政府の漸増方式をかえたものではありません。しかも憲法においては決して自衛隊は否認されておるわけではありませぬから、いわゆる憲法第九条第二項の戦力に至らざる程度においてこれを持つことにいたしましたのであります。

次に、かような計画は、初めから知つておつてやつたのじやないかということでありますが、もちろん警察予備隊をつくり出すときには、国内の平和と秩序を維持するための任務を負わしたのであります。その後日本の防衛体制を立てて行く上において、アメリカの駐留軍の手にいつまでもたよるといふことはいかぬ、徐々に日本においてもみずからの手による体制を整えて行くべきであるという観点からいたしまして、今申し上げました通り、防衛庁設置法案並びに自衛隊法案を御審議願つて、これに基いてわが国の体制を徐々に整えて行きたい、こういう趣旨にはかならないのであります。

○中村(高)委員 従来の政府の漸増方針というものに何らかわがらないとい

が、日本の場合は、こういうドイツのや
ておるような国会の承認を経て、堂々
と憲法を改正するというようなことも
いたしておらぬのであります。おそろ
くできるならばやろうという気持は長
官も持つておるのだらうと思うのであ
りますが、何ゆえに一体これまで露骨
な規定を置きながら、なおかつ憲法に
抵触しないと言うのか、私は理解でき
ないのであります。この点について
政府はなぜ憲法を改正して堂々とやつ
て行こうという、そういう決心と努力
をせないで、法律をまるで空文化するよ
うなこういうやり方をするのか、やつ
てあるいは勝ち目が無いということも予
想されるのだからと思うのですが、あ
るいは現在の国会の情勢からして、三分
の二の提案権というものが必ずしも得
られないから、保守合同でもやつたあと
にそういうことをやろうという、そう
いう見方であるのか、それともなおに
憲法を改正しなくても、もう自衛のため
ならばどこまで行つたつていいのだ、こ
ういう方針なのか、これもひとつはつ
きりしていただきたいと思ひます。

○木村国務大臣　お答えいたします。
憲法を改正すべきかどうかという御質
疑であります。申すまでもなく憲法は
一国の基本法であります。これを輕々
に改正するということはよくないこと
と私は考えております。しかし憲法も
もちろん不動のものではありません。
改正すべき時期が来れば改正すべきで
あらうと考えます。その時期について
は、申すまでもなく私は、國民が眞に
憲法を改正すべきであるという意圖が
はつきりした上にやるべきではないか
かと考えております。みだりに憲法
を改正するというようなことを申し

上げることは私はできません。そこでわれ／＼といたしましては、現憲法下において日本の防衛をいかにすべきかということについて思いをいたしておるのではありませんが、申すまでもなく国家はいわゆる自衛権を持つてゐることは当然であります。他国から不当の武力攻撃があつた場合に、おめ／＼手を上げてその蹂躪にまかせるといふことがあつてはならぬ、さうな場合にはもちろん全国民が立つて国防に當るべきであらうが、一國としてはやはりふだんからさうな不当な国外からの武力攻撃に対しては、これを阻止するだけの力を持つてゐることは、國家として當然の事理であらうと考えます。憲法においてもこの自衛力を持つてゐることを否定してゐないのは、まさにそれによつて起ることを要するに個人として正当防衛権と同一く、憲法以上のものであらうと考えます。國の存立の本来的あり方がさうであるとは私に考へておられます。そこでわれ／＼といたしましては、憲法のおく内において自衛力を持つて、不当な国外からの武力攻撃に対してこれを阻止するだけの力をふだんから持つて、その意味からして今後の法律改正をするということになつた次第であります。中村君もつぱな法律家であられるのでありますから、よくその点は御了解願へるであらうと考えます。

○中村(高)委員 私の聞いてゐるのは、こういうふうな交換権まで得て、軍隊が出動し、自衛隊が出て行つて、現実に戦争のできる規定までも置いて、それでも憲法を改正しないで順次増強して行くのか。きよの新聞を見ますと駆逐艦を十七隻とか、アメリカ

から借りる協定をするといふえられておられますが、駆逐艦まで来て、いざという場合に自衛隊を出動する、そして防衛のために交戦もするといふ、ここまで来てもお憲法を改正せずしてやつて行けるのだといふことになれば、おそらくもろい限なく、この次は駆逐艦でなくとも自由自在にやつても、防衛のためならば憲法を改正しなくてもいい、という、そこまで考へなかつたのか、これは将来のために明確に記録にあらたは残しておく必要があると思ふのであります。

○木村國務大臣 今アメリカから駆逐艦の貸与を受ける交渉中でありまして、まだどこまで実現するかわかりませんが、確かにそれを借り受けるということとを考へておられます。ただ隻数あるいは艦種、もろ／＼の点から考へてみましても、さうなものを日本の防衛力に持つたからといつて、ただちに再軍備といふことは、私は言うことができませんと考へておられます。いわゆる憲法第九條第二項の「戦力」の定義でありまして、これは要するに非常な総合戦力をさしておるものでありまして、われわれはどこまでこの戦力に至らざる程度において――繰返して申し上げますと、憲法のわく内において日本の防衛体制を立てて行きたい、それでもつてわれ／＼はいろ／＼な計画を進めてゐる次第であります。

○中村(高)委員 駆逐艦の問題が出ましたから、もう一つこの点をはずきりしておきたいのであります。近いうちに、新聞によると九日の閣議で決定せられるところまで進んでおるやうであります。さうに具

体化しておるかどうか。それからこの前のフリゲート艦のときには日米船舶貸与協定といふのでありまして、あのときにもわれ／＼は、フリゲート艦といふのはアメリカの海軍の使つておつた一種の軍艦ではないか、それをなげ船舶なんといふ名前であるのか、初めから今度のように艦艇といふような文字を使わなかつたといふ質問をしたのに対しては、それは軍艦じゃないのだ、フリゲート艦といふものは軍艦じゃない、あるいは上陸支援艦などというものは軍艦じゃない。だから艦といふ名前には當らない、船舶だといふので、この前のときは日米船舶協定といふ名前で、一応いささ船ではないといふうなごまかしの説明をして押し切つて今日に至つておるのであります。が、駆逐艦となつた船舶貸与とはおそろく言われなかつたかと思ふのであります。今度はどういう名前を使つて協定をせられるか。伝えられるやうな日米艦艇の貸与協定か、それとも今までのようにまた船舶協定といふやうな形で来るのか、この点もはつきりしておく必要があると思ひます。なお今度の駆逐艦は十七隻とありますが、その内容はMSAで制限をされておるもので、千五百トン以上のものは借りることができないので、どうしてもやむを得ず新しい協定をつくらなければならぬといふのだやうであります。この駆逐艦の一番大きなものは今度は何トンくらいのもので借りられるのか、もう内容は新聞にも発表されておりますから、この点はここでははつきりしていただきたいと思ひます。

○木村國務大臣 まず最初に御質問の新聞記事の点であります。さうな

協定がすでにでき上つても閣議で了承を得たのではないかといふような点であります。それは断じてさうなことはありません。われ／＼といたしましては今下相談をやつておるわけでありまして、申すまでもなくMSA協定によつてもらい受ける船舶は千五百トン以内であります。千五百トン以上については別の協定を結ぶ必要があるのではありません。従ひましてわれ／＼が考へております千五百トン以上の船舶については、あらためて協定を結んで国会の承認を得たいと思つておられます。たゞいまの構想では二千トンくらいの駆逐艦を数隻借り受けたといふ考へておられます。さうなりましたら国会の御承認を得たい、こう考へておる次第であります。

次に、フリゲートはアメリカで軍艦であつたにかかわらず、日本では船舶協定といふ名を用いたのはどうかといふこととありますが、御承知の通り船舶と言へば大きい意味なんです。広い意味でありまして、船舶の中に船も入り軍艦も入ります。ウォーシップです。〔新説だ〕「おかしいぞ」と呼ぶ者あり。ことにわれ／＼は、保安庁においてはフリゲートを借り受けるときには、もちろん保安隊の任務は国内の平和と秩序を維持することにあり、主としてその方面に任務を持つたの借受けであります。それで貸借協定は船舶と申したのであります。今度めらい受けます千五百トン以上のアメリカで使つておつたいわゆる駆逐艦を、どういふ形の名前をもつて協定を取結ぶかといふことを申すことはできません。どういふ文字を使うかといふことは今後の問題であります。しかし私

はこれは艦艇貸借協定と言つたところ

でさしつかえないと考へております。それらの点については、どういふ文字を使うかといふことは、実はまだ確定いたしておりません。

○中村(高)委員 まことに長官の新説でありまして、日本人の常識からは軍艦も全部船舶だなどという言葉は使つた人はないのであります。が、長官の説から行きますならば、戦艦も巡洋艦も航空母艦も、何でもみんな船舶だと言ふかもしれません。浅薄な知識で問題にならぬのであります。けれども、この点については、いづれ国会に提議されて来ると思ふから、そのときにまたお目にかかることといたしま

す。

誤りまするならばまことにたいへんな問題になり得る規定であります。国会の承認を経てやるというこの規定は確かにありますけれども、おそらく具体的な問題の起つた場合に一々国会の承認を経て部隊に出動を命ずるなどという事は、実際の場合にはなかりできないことだと思つております。そうするとその但書にあるように、特に緊急の必要がある場合には国会の承認を経なくてもいいということであり、それから、大體部隊の出動を命ずるような場合は、ことに一部の出動のときなどはおそらく緊急の必要がある場合であつて、国会の承認を経なくてもいいということになつてしまつて、ますます危険な場合が予想されるのであります。一體この国会の承認と内閣総理大臣の出動の命令権との関係はどのようにして調整をせられるお考えでありますか。まことに重大な規定でありますから、いかに国会との調整をはかつて行くつもりであるかをよく明瞭に説明をお願いしたいと思います。

○木村国務大臣 お答えいたします。民主主義国家においては国会が国権の最高機関でありますので、こういう場合においてもすべて国会において処置をして行くという建前をとつておるのであります。しかしながら国外から不当な武力攻撃があつた場合には、一刻も許すことができないのであります。そこで行政府の最高長であります総理大臣が、すべての情勢判断からして出動命令を出す。出すが、民主国家の建前として、原則として国会の承認を後、これが本法案の意図するところであるのであります。すべて国会にお

いてそれを決しよう、ただ緊急やむを得ない場合においては国会の承認を得ることなくして出し得る。しかしそれはとも事後においてただちに国会の承認を経なくともやならぬ。国会においてさような出動をする必要がないと認めれば、それを承認することを拒否する。その場合にはただちに出動部隊を撤収せよということになるのであります。要は国会においてすべて出動の可否を決する建前をとつておる次第であります。

○中村(高)委員 規定の上では確かに長官の言われまする通り、国会の承認を得る、こうあつて、いかに民主国家の法律だといふ説明はできるものであります。しかし外部から武力攻撃のあるような場合、それに應ずるのは緊急な場合が大部分だと思つて、そうすると国会の承認を得るといふ規定はあるけれども、緊急の場合には得なくていいということになるのであります。から、大體において緊急だということになれば、ほとんど国会の承認は事後承認になるのではないかと。幾日か前から向うが宣戦を布告して、そしてさあ行くぞというやうな場合はおそらくないだらうと思つて、この出動の場合も、「全部又は一部の出動」とありますが、武力攻撃などというものはいつ、どこへ向うの飛行機が来るか、あるいは艦艇が攻撃して来るかわからないやうな、突発的な場合が多いと思つて、そうすると国会の承認というやうなもの、原則的にはここに書かれておるけれども、おそらく実際の場合においては、内閣総理大臣が出動の命令を緊急の場合だといふのでしてしまふ。

を経て出動するというふうには書かれておるけれども、事実は国会の承認は事後承認になつてしまつて、結局これは時の内閣総理大臣の専権になつてしまふおそれがあるのではないかと。この点を私は聞きたいのであります。その点が一番重要でありますから、そういう点で国会の承認を得るといふこの規定を一体尊重せられるかどうか、これを聞きたいと存じます。

○木村国務大臣 お答えいたします。もとより総理大臣が出動命令を出さなければならぬやうな場合は緊急やむを得ないときであらうと考えます。今のお説の通り、国会を開いて承認を得ておるひまのない場合が多からうと思つて、それであるから一たび総理大臣が出動命令を出した後に、ただちに国会を召集して国会の承認を求めなければならぬ。国会で承認の議決があつた場合にはこの出動をとりやめさせる。ここで調節ができると思つております。

の可否というものがあつて、この出動をする場合にはこの国防会議というやうなものにかけるのかどうか。国防会議で諮問をして、可否とありますから、よろしいということになればそこで初めて出動するものか、それとも幕僚あるいは長官がその自衛隊の機関の意思をまとめて内閣総理大臣に助言をするとかいふ形で行くのか、この点を伺いたいのであります。なお国防会議の性格、構成は、何か政令とか法律で別に定めるといふのであります。が、国防会議といふものは、どういふふうな今構成して行こうといふのか、あらかじめその用意をされておるものをお尋ねしたいと思つてあります。

○木村国務大臣 お答えいたします。出動の可否を国防会議にはからなければならぬ。まず出動については国防会議にかけることが条件になつております。もちろん総理大臣は防衛庁長官初め各幕僚の意見をつぶさに聞いて、情勢判断のもとに出動の可否をきめるのであります。さらに国防会議にかけてその可否をどうするかという事を諮問するわけであり、従ひまして総理大臣がみずから専断をもつてやるということはないはずであります。こうして国防会議の構成、内容いかんという問題であります。これはただいまわれ／＼はこの機構なり構成なりについて十分検討を加えております。ただ、今のところでは結論に達してないものであります。結論に達しますと、これを法案に作成いたします。国会の審議をお願いしたい、こう考へております。

動をするということになる、そうすると、国会の承認といふものは緊急やむを得ない場合には事後承認でいいという、国防会議には出動する場合にどうしてもかけるということになると、国会といふものはまるで――あとで承認を経ればいいのだが、国防会議といふものは出動については国会以上はるかに強力な権利を持つて、もし国防会議でだめということになれば出動できないといふ結果にあるいはなるかと思つてあります。が、場合によれば国防会議も国会と同じに事後でやるという場合もあるのか、それとも国防会議だけは防衛出動の可否を問うとありますから、どうしてもこれだけは通さなければ、内閣総理大臣は出動を命ずることができないのかどうか、ここはまことに重要でありますから、専門家に聞いて答えていただきたい。あまり出たとこ勝負をやられては困りますから……。

○木村国務大臣 お答えいたします。国防会議は内閣総理大臣の諮問機関であります。決定機関ではありません。そこでこの出動させるやいなやということ――国家の重大事であるやいなやということを諮問して、国防会議の意見を聞くわけであり、そこで今お話の国防会議の方が、国会よりはるかに力を持つてゐるのじやないか、そうじやないのであります。国会が出動の可否の決定権を持つておるのであります。そこで時間的に申せば、おそらく国会を開いて国会においてその可否を決すべき時期はむずかしいから、これは私も想像しておりま

○中村(高)委員 国防会議にかけて出

○中村(高)委員 国防会議にかけて出

○中村(高)委員 国防会議にかけて出

○中村(高)委員 国防会議にかけて出

○中村(高)委員 国防会議にかけて出

す。そこで一旦出動を総理大臣が命じておつても、ただちに国会においてその可否をはからなければならぬ。国会において不承認の決議があれば、ただちにこれを撤回しなければならぬといふことになるのでありますから、要は国会で出動の可否を決することになるものと御了承をお願いしたいと思ひます。

○中村(高)委員 ところがこの規定によれば、内閣総理大臣は国防会議にはからなければならぬ。「左の事項については、国防会議にはからなければならぬ」と書いてあるのですよ。そうして第四に「防衛出動の可否」とある。はからなければならぬのだから、国防会議にどうしてもはからなければならぬ。ところが国会の方は、緊急の場合には事後承認でよろしい、あとになつて国会の承認を経て、いけないといつたらもどつてくればいい、こう書いてあるのです。これでは国会の方がいけないと言つたらもどつて来ればいいので、あとどういふことも書いてない、ただちに自衛隊の撤退を命じなければならぬ、帰つて来ればいいといふだけで、そうすると国防会議の方にも緊急やむを得ない場合には国防会議にはからなくてもいいといふことを書くならば、ややわからないこともないが、片方は「国防会議にはからなければならぬ」とありながら、片方国会の方は、あなたは民主国会だなどといつて、ばかにそこに力を入れておりながら、内容においては、あとになつてかけて、だめだつたら帰つて来ればいいでは、国会の承認というものはまるで軽視されておる。なぜ国防会議の方にも緊急の場合にははからな

くてもいいといふことを書かないか、これはどうですか。

○木村(高)委員 答えたいします。国防会議のときには、緊急の場合にははかることを要しない、それでは国防会議でも何でもありません。国防会議には、いづゆる総理大臣の諮問機関としてはかるのである。これは可否を決定して、そのまま決定になるのではない。国会が決定権を持つておる。一べん出動してあとでもつて国会において不承認の決議をすればこれは撤回しなければならぬ。これは大きな意味の相違があるのであります。これは全然問題外と私は考へております。

○中村(高)委員 それはおかしい。防衛出動の可否」とあるから可と出ればいいが、国防会議にはかつたら否と出たらどうなりますか。国防会議に相談してみたら出動してはいけないといふときはどうするか。

○木村(高)委員 国防会議は諮問機関であります。決定機関じゃありません。国会は決定機関であります。その相違があります。

○中村(高)委員 これはどうもはつきりしないし、まことに重要な規定であつて、場合によつたならば、国会の承認というものはまるで形式的なごまかしのようにわれ／＼には見えるので、この点はさらにわれ／＼も研究したいと思つておりますが、国防会議といふものに、諮問機関であるからにはかういふのであります。また構成も重要な国防会議の内容も、また構成も重要な法案をつくる以上、これだけ国防会議を重要視して書かれております以上、考へておらぬはずはないと思ひます。

が、おそらくその中には出動に關係のある大臣は入るのだと思ふ。たとえば通産大臣であるとか、あるいは直接出動に關係のある外務大臣とか、そういうようなものが参加するのだと思ひますが、この国防会議の中には、専門の旧軍人が入るのではないかと、専門の軍人が入るのではないかと、昔の軍人の専門家がこの国防会議に参加するかどうか、あるいは民間の軍需工場というやうなものの代表者も入るのだと思ひますが、一体そういう点についてはどの程度まで発表できますか、この点もお尋ねいたしておきます。

○木村(高)委員 国防会議の構成メンバーの中に民間人を入れるかどうか、その点はわれ／＼といたしまして、各種の方面から検討中でありまして、まだ結論には達していません。

○中村(高)委員 結論には達してないから、まだ法律ができていないといふのであります。大体の構想くらい考へておらないとは考へられないのであります。たとえば旧軍人などを国防会議に採用するかどうか、そういうやうなこともまだきまつておりません。

○木村(高)委員 ただいま検討中でありまして、まだ申し上げる段階までは進んでおりません。

○田中(高)委員 関連質問。この国防会議といふものは非常に重要なものと考へますが、それに関する法律がこの防衛設置法案と同時に国会に提出あつてしまふべきだと思ひますが、なぜ同時に提案しなかつたか。それからまた御説明願ひたいと思ひます。

○木村(高)委員 お説の通りであります。

す。ほんとうなればこれを法案と同時に提出すべきであらうと考へておりますが、しかしいろいろ事情がありましてその構成をどうするか、内容いかんといふことについてはまだ結論に到達していません。残念ながら同時に提出することができなかったわけでありまして。

○中村(高)委員 国防会議のことはいづれ別にまたあらためて議論するといひまして、今度は武力行使に關する規定についてお尋ねをしたいのであります。

何か武力行使をいふ／＼するといふやうな場合においては戦闘が行われるのであります。それから、お尋ねにあらうといたしまして、どういふ結果にならうともそれは交戦をされるのであります。それから、双方とも全力を出して敵をやつづけるといふことは、これは武力行使の場合には当然出て来ると思ふのであります。その武力行使についてわれわれが理解することのできないのは、「事態に應じ合理的に必要と判断される限度をこえてはならない」といふ規定があるものであります。これはどういふ趣旨なのか。いやくも武力行使する場合に、事態に應じ合理的に必要と判断される限度を越えないといふことはだれが第一線で武力行使をするものが判断しなければならぬ。それが幾らも出て来ると思ふのであります。どういふ意味で、武力行使する場合に必要の限度を越えないといふ規定が置かれておるのか。たとえば現在問題になつております原爆、水爆などを使うといふやうなことは、いかなる場合でも必要と判断される限

度を越えておるものかと思ふのであります。使用する武力行使の武器あるいは爆弾のやうなものについての考へが、この規定になつておるのかどうか。まことにお尋ねしたい規定であります。必要の限度といふのはどこにあるのか御説明願ひたいと思ひます。

○加藤政府委員 お答え申し上げます。八十八条の武力行使の規定につきましては、第二項で事態に應じ必要の限度を越えてはならないといふ規定を設けましたのは、一つには八十八条の武力行使といふものが、あくまでも自衛権の行使として行われるものであるといふ趣旨に出るものでございまして、國際の法規慣例等によりまして、そういう点の考慮が必ずしもないのであります。わが国の今度の自衛隊法案に盛り込んでおる権限の行使といふものは、自衛権の行使である、その範囲におのづから限界があるべきであるといふところに一つの理由があるものであります。それから事態に應じ必要の限度の判断は、これは全体としてやはりなさるべきものであらうと思ふのであります。相手方の武力攻撃の程度、やり方等に應じまして必要な、合理的な限度といふものがおのづから出て参るやういふふうで考へるのでございます。

○中村(高)委員 そうしますと、いであつて、必要な限度といふものは全体を考慮するといふ意味と考へておるものではないかと考へておるのか。その程度が必要の限度であるかなどといふやうなことを後方において考へておつたつて、なか／＼それは判断ができるものではないし、やつておる最中限度を越えてしまふのがあたりまえだと思ふ

のでありますが、それならばかりに敵機が日本の上空にきたという場合に、これを自衛するために武力を行使する。向うが逃げたらどこまでも追いつて行くというような場合を想像してみても、逃げてしまつたらもう追つて行かないのが必要の限度だ、それから先まで追いかけて行つて落すなどといううなことは防衛の限度を越えるというのか、それともそんなものはかまわず追いかけて行つてぶち落してもこれは必要な限度なのか、これは実戦になつてなかつたか、とむづかしいと思つてあります。あるいは海の方においても向うから発砲をして来るこつちが向うから行つたときに向うが向きをかへたならば、もう逃げるのだからやらぬのはいじやないか、必要な限度はこの程度で引揚げるというのか、あるいは追いかけて行つてまた発砲もできるのかどうか、これはなかつたか、むづかしい規定であります。こんなことはおそろく必要のない規定だと思つてあります。が、具体的に言つたならばどうなりますか、今言つたような例、たとへば敵機が来たというような場合に必要な限度はどの程度ですか。

○中村(高)委員 どうもあまりはつきりいたしません、初めからこの法律自体があいまいなんでありまして、これに明確な答弁をするということになればうそを答弁する以外に方法はないのであります。法律があいまいなものでありまして、これは別に考えるよりしかたがないと思つてあります。が、もう一つ予備自衛官の規定がありますが、わからぬのは予備に編入をされておられます者がやめようとする場合にも、やめてはならないという規定があるやうであります。これはどういう点でやめさせないのか、ちよつと理解できないのであります。今の自衛隊は志願兵であります。一ぺん予備になつたとしても憲法で職業選択の自由もあるものであります。どういふ職につくもその人の自由であります。予備自衛官で規定された年限を通つても必要に応じたならばやめてはならないという規定があるやうであります。が、志願兵制度である現在の自衛隊としては、徴兵ならば別でありまして、徴兵ならば初めからやめてはならぬということもできるかもしませんが、こういう志願兵制度であるときに、予備隊に編入されて、もう自分はやめてはかのかにつくというやうな場合でもやめてはならないという。そうすると、いろいろ職業に支障を来す場合などもあると思つて、これは憲法違反の規定だと思つて、この点についてはどう思われるか。

○増原政府委員 特別の場合に、予備自衛官の任期が参りましても、やめることを認めないというふうな規定を置いておられますが、これは予備自衛官に限りません。一般の二年もしくは三年の任期のある自衛官につきましても、特別の場合にはやめることを認めない。特別の事由がある場合にはもちろん認めませんが、特別の事由がない場合にはやめさせない。その最も代表的な場合は、防衛出動命令がありまして出て行つておる場合、そこで二年の任期が切れたり、三年の任期が切れたからやめると言われたのでは防衛を全うすることができないということになります。で、そういう場合にこそ、延ばし得る、期間には事態に応じて区別がございまして、必要な期間これを延ばすことができるというふうにしたわけでありまして。そうしてこれはそういう条件のついた形において公務員としての公契約を結んで応募して来るわけでありまして、これは憲法に違反するものではないと考へられるわけでありまして。

予備自衛官の定数を一万五千といいたしましたが、本年、二十九年年度であります。が、陸上自衛隊における隊員にはみな二年の任期が参るわけでありまして、このうちで続いて自衛官として勤務しようという者が、もとよりあるわけでありまして。やめようという者もあるわけでありまして。このやめる人のうちから予備自衛官を募集するわけでありまして。すると現在までにすでに警察予備隊以来やめて行きました者が三万数千あります。それと今度やめよう者の推定が実は非常に困難であります。が、一応二万数千、三万弱というふうにつかんでおりました。そうした者のうちで約一万五千の者を予備自衛官に採用できるやうな理由に推定に基きましたものが主たる理由であります。もとよりたくさんとれるから幾らでもとるといふ趣旨ではありませんが、現在この法律によつて増員される予備自衛官は、陸上自衛隊が現在のところ主たるものとして考へております。制限十三万になる陸上自衛隊の防衛出動時等におきます若干の充実増員というのを考へ合せまして、一応一万五千という数を定めたわけでありまして。

○中村(高)委員 一万五千という数字には大した根拠はないですね。

○増原政府委員 それくらいのものでとれるであらうという募集上の関係と、一応防衛出動時等を考慮した場合の補充とを考へたわけでありまして、きつめて正確に昔の軍の持つておりましたやうな予備動員、後備動員というやうなものを考へたわけではありませんが。

○中村(高)委員 それではもう一つだけで私は一応おしまいにしますが、今度のこの自衛隊法案の中にも、隊の秘密を守るという規定がありまして、その規定に違反すると処罰をされるという規定が五十九条にあります。現在外務委員会が審議をいたしております秘密保護法というのがありますが、この二つの関係について了解することのできない点がありますのでお尋ねしておきます。このMSA協定に附帯する秘密保護法にも武器あるいは情報などの秘密を漏らすと処罰されるという規定があります。ところがこちらの自衛隊法案の方にも同じやうな規定があります。して「隊員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。」といううことになつておるのであります。やはり同じ秘密を漏らしてはならないというのであります。が、片方の秘密保護法の方では十年以下だと思つたが、ところが自衛隊の方では一年以下の懲役とあるのがあります。片方は秘密を漏らすと十年、片方は秘密を漏らすと一年であります。一体これはどういふわけであらう。刑の均衡を失するの、か、了解できないのであります。秘密保護法によりまするもの、結局アメリカから供与されるものの武器について秘密を漏らした者が罰せられる。ところが現在自衛隊の持つております武器は、おそらく日本製のものではないと思つてあります。おそらく全部アメリカから供与される武器だと思つて、それが、そうするとアメリカから供与された武器の秘密を漏らしたときにはどつちの法律で一体処罰をするのか、十年の方でやるのか、一年の方でやるのか。

○増原政府委員 防衛秘密保護法によつて保護されます秘密は、法案にありますように、MSA協定なり船舶貸借協定によつて貸与、供与されます装備品等の高性能のものであつて、いわゆる防衛上秘密にしなければならぬという、平易な言葉でいへば、高度の秘密のものを守ろうということでありまして。そうして現在陸上自衛隊が米軍の方から事実上貸与を受けて使つておりますものには、この防衛秘密に当るものがございます。将来MSA協定によつてもらいますものの中にそういうものが出て来るという見込みであります。現在陸上で使つておるものにはな

いわけであります。いわば高度の秘密でありまして、防衛上その秘密が外部等に漏れますことがわが国の防衛上支障がある、わが国の安全に害があるというような、平易な言葉でいう高度の秘密を守るために防衛秘密保護法案を提出してあるわけでありまして、第五十九条にありますが秘密を守る規定、これに關する罰則は一般公務員法にあるものと同様でありまして、隊員が職務をとる上において秘密の事項を扱う場合に、それを漏らしてはならない。漏らした者は罰則がある。その罰則は一般公務員法によるものと同様でありまして、一般公務員法上の秘密保護でありまして、防衛秘密保護法案は、漏れることによつて日本の安全に害のあるおそれのあるようないわゆる高度の防衛秘密を保護するのであります。隊員が現在部隊で持つておられますものには秘密はないわけでありまして、武器等には秘密はございせんので、これを漏らすということはありませんが、隊員の漏らしました秘密が一般公務員のものであれば、五十九条によつて、これに基く罰則によつて処罰をされます。防衛秘密を業務上漏らしたという事になりますと、防衛秘密保護法によつて処罰をされる、こういうことになります。

から、これからMSAで武器が日本の自衛隊に来る、これは高度の秘密だといわれる武器が来ると思うのであります。そうすると、たとえばこれから駆逐艦などが来るとして、おそらくその内部の構造などは高度の秘密という部類に属するかも知れませんが、そういうものを漏らせば、この秘密保護法で十年で処罰をされるという非常に重なる処罰をされるのであります。そういう場合にはすべて秘密保護法の方でひつかけて、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないとあるのですから、すべてをこれに含んでおりますけれども、それを重い方で罰するということになると、はなはだどうも隊員に氣の毒だという場合は必ず出て来ると思うのであります。そうなければ一体どこまで高度の秘密か、どこから先が高度でないかということ是非常な問題になつて来るのであります。隊員などに対して、そういうむずかしいどこから高度の秘密だなどということ、今後秘密の武器が入つて来たならば一々知らせてやろうということですか。

○増原政府委員 もとより隊員が扱いますような武器で、それに秘密がありまますような場合には、必ず隊員にわかりまますように標記をしておくと、か、標記のできない場合には、これは秘密の兵器であるということを確認に知らせるつもりであります。防衛秘密保護法におきまして心配をされておりますのは、隊員よりもむしろ一般の人であります。一般の人に対しては政令をもちまして標記その他のことを行つたにしまして、知らずして防衛秘密保護法にかかるというふうなことが、これよりいたしますとともなうに、これは行政措置になります。一方、法案の中にも、防衛秘密であるという認識がなければとよりその人は処罰を受けないのであります。そういう犯意があることを犯罪構成要件にしてあるわけでありまして、

○中村(高)委員 過失によつても処罰されるのですから、認識がなくても処罰されるのではないですか。今度の秘密保護法では過失によつても処罰されます。

○増原政府委員 過失を規定しておりますのは、業務上知得をした者が過失によつて漏らしたという場合だけでありまます。知得とは何と申しますか、業務上正々堂々と知つて、それを過失によつて漏らした者だけで、一般の人には過失罪を設けておりません。

○中村(高)委員 隊員のことでありまます。

○増原政府委員 隊員はもとより業務上知るわけでありまますから、その者が過失でこれを漏らしたときには処罰されます。

○下川委員長代理 江藤夏雄君。

○江藤委員 私はただいま上程になつております自衛隊設置法案、それから自衛隊法案、この二法案についてでございます。この法案自体は今まで本委員会の各委員からいろいろ申し述べられました通り、特にきつうあたりは辻委員あたりから大分いろいろ批評を聞いたのでございまして、まことにこの法案それ自体は、何といひますか世にいうふうなことを辻委員が言われましたが、私はまことにそうだろうと思ふ。それは日本の現在置かれてる立場、位置そのものがほとんど世界にある例のない立場にある、そういうところから生れて来たものでありますから、その点やむを得ないものであらうと思ひます。そういう意味において、露骨に言うならば、この法案はいわば私は過渡的なものであると思ふ。それでどういふ法案を政府としてどうしでも出さなければならぬようになられて出されたわけでございますが、この法案を出された政府の根本的な考え方、これを数点にわたつてお尋ねをしておきたいと思ふわけでありまます。

まず第一は、これは先ほどいろいろ御質問になつておりましたが、憲法第九條のいわゆる非武装という問題との關係であります。この關係につきまして、從來政府側の説明をいたしましては、ただいま保安長官が申しておられました、いわゆる戦力に至らざるどころの武力、この程度の自衛力といふものは設けても憲法に抵触するものではない。それでは戦力に至らざる武力といふが、戦力といふものは一体何かといふことであります。それに対しては、これは別にきつうの委員会では保安長官から発言があつたわけではあります。これまでの国会等における政府側の答弁をいろいろ聞いておきますと、要するに戦力とはいふやうな今日普通にいわれてる近代戦を言つておられるやうであります。それで私はここで伺ひたいのは、この近代戦といふ概念を政府側はどういうふうにお考えになつてゐるかといふことであります。この近代戦といふ概念は、戦史の上においてはおよそ私にはナポレオン時代から始まるだらう

つて、内政の改革を遂行するというようなこと、あるいはまた戦争裁判、戦犯裁判というふうなものを設けて、いわゆる裁判という名のものと、勝つたものが負けたものに対する復讐心を満足させるというふうなことも行われておる。すなわち今までの戦時国際法等の問題もいろいろここで問題になりまして、必ずしもそういうことだけにしかあつて考へておつたのでは、近代戦といふものの、特に第二次大戦後の戦争といふものの概念を把握することができないのじやないかと思ふのです。特にまた第二次大戦後の世界は、御承知のように東西陣営といふものにかれて、そして、そうしていつゆる宣言せられた戦争といふものはありませんが、しかし局部的な戦闘行為といふものは世界中至るところで行われておる。たとえばインド・チャイナあたりにおいては今日でも行われておる。朝鮮半島は幸いに一応しつまつておりますが、とにかく局部的な戦闘といふものは行われておる、こういう現状であります。こういう際において、政府側として近代戦、戦力といふものをいかにお考へになつておるか、この点のひとつしつかりした答弁を承つておきたい、こう思ふわけでありませう。

○木村國彦大臣 お答へいたします。まずこの点についての御質疑に対して申し上げたいことは、結局日本の憲法第九條に戦力の保持を禁止したのは、いかなる理由に基づくか、これから出発しなければいけません、こう私は考へております。そこで憲法第九條第一項におきましては、國權の發動たる戦争と、武力による威嚇と、武力の行使は、國際紛争解決の手段としてはこれを欲し

ない、これでありませう。要は國際紛争解決の手段としては、武力の行使も武力による威嚇もいけません、こういう規定をまず原則としておる。しかしこの裏から見ては、決して一國の自衛權を否定したものでないものであります。自衛權を持つ以上は、自衛力を持つことは當然であります。もちろん一獨立國家たる以上は國家の安全を期するため、自衛力を持つことは、これは私は憲法以前の問題であると思ふ。人間本質的に防衛權を持つと同じ意味において、國家も持つといふこと、これは何ら憲法において否定してないものであります。しかしながら第二項において、自衛權あるいは自衛力の名のもとに、これがあるいは逆用されるおそれがあるといふか、要するに自衛權の名のもとに、また他國の侵略を志すようなことを繰返しては相ならぬ。それを防ぐ意味において、さういふ大きな他國を侵略し得るような力を持たせることを禁止するといふことが、結局戦力保持の禁止の規定であらう、こう私は考へております。繰返して申し上げますが、自衛力、自衛權の行使のもとに、再び侵略戦争のような愚を繰返すことがあつてはならぬ。それは自衛權、自衛力の名のもとに、さういふことを繰返すような大きな力を持つてはいかぬ、これが戦力保持の禁止の精神であらうと私は考へております。そこでこの戦力とは、概念的に申すならば、さういふような大きな戦争に役立つような力、裏から申しますと、たゞいまお説のように近代戦を遂行し得るような力、これでありませう。しからば近代戦遂行の力とはどんなものか、これは具体的になか／＼容易に決する問題ではあ

りませう。私の知る限りにおいては、日本の學者においてもこの問題を解決した人は一人もないのであります。そこで政府といたしましては、これをどの点に置くかといふことを考へなくてはならぬ。私は日米安保條約を讀めば、この点が多少明瞭になるだらうと思ふ。安保條約第一條には、日本はやはり集團的、個別的自衛權を持つておるのだ、これはもう當然のことである。従つてこの自衛權のために日本はいわゆる漸増的に自衛力を強化して行かなければならぬ、これは認める。但し他國に脅威を与えるような、いわゆる攻撃的脅威を与えるような軍備を持つことはいかぬぞ、こう規定してある。他國に攻撃的脅威を与えるような軍備を持つてはいかぬ、ここに私は非常な含みがあるだらうと思ふ。つまり他國を侵略する具に使われるような力を持つては相ならぬ、これがいわゆる近代戦遂行の力と私は解しております。今お説の通り近代戦の様相は非常に変わつております。もう原子爆弾も實際に使われるような時期になつておるのであります。不幸にして第三次戦争が起るような場合においては、原子爆弾が使われるようなことがあるかもしれませう。こんなことがあつてはならぬのであります。さういふ近代戦の様相はかわつておるのでありますから、大きな意味においてそんなものを持つようなことはわれ／＼は當然予想できない。日本といたしましては少くとも日本の國を守る、外部からの不当な武力攻撃に対しては一応守り得るだけの力は持たなくてはならぬ。ここに限界があるかどうか、これを越すと、ややともするとこれはまた他國侵

略の具に使われるようなおそれなきにしもあらず、ここに限界を持つておるのであります。そこでわれ／＼は終始この点に注意をいたしまして、いわゆる他國に攻撃的脅威を与えるような力を達しない範圍において日本の自衛力を漸増して行かう、ここに限界を設けてやつておる次第であります。

○江藤委員 次に私は、たゞいま日本の國內で非常な勢いをもつて行われておりますところのいわゆる非武装中立論、この非武装中立論に対する政府の態度なり見解なりといふものを明らかにしておいていただきたいと思ふわけでありませう。この非武装中立論は、われわれから見ると夢のような話であります。この非武装中立論は、行われておるといふことについては、私は政府も一應の責任があると思ふのです。今日特にこの勢いはなほだしくなつたのは、いわゆるソ連團を中心としますところの平和政策、こういうものが大きな動きをなしておると思ひます。現に社会党右派あたりの諸君で、今までは再軍備論者であつたような方々が、もう今日では非武装中立論に賛成をするといふような方々も見受けられるような勢いがあります。もつともこの非武装中立論といふものが非常な夢物語りみたようなものであることは、さういふ方々も実は腹の中ではお認めになつておるかも知れません。それはたとへば明治御一新の志士が尊皇攘夷、幕府を倒すのには尊皇だけが力が弱いかから尊皇攘夷で行つたが倒してしまつたあとではすぐ開國になつてしまつたといふやうなぐあい、非武装中立論といふのも、今吉田内閣がアメリカとタイアップしてやつ

ておる。これには反対である。しかしわれ／＼が天下をとつたならばソ連とタイアップをして武装をするのだといふ、腹の中はさういふお考えであるかも知れません。現に私たちがここにおられる中村君なり左派の田中君なんかと一緒に去年中共に参りましたときに、郭沫若氏がわれ／＼にはつきり言つたのです。非武装中立論といふやうなことが日本で行われておるが、さういふことができませんか。日本は今アメリカの手の中にしつかり握られておるじやありませんか、こう言いました。それは現実はその通りなんでありませう。左派の諸君が非武装中立論を言われても、腹の中はちやんとさういふふうにおきめになつておるかも知れません、とにかく一應夢のような非武装中立論といふものが非常に横行しておる。これに対して政府はもう少し立場といふものがいかなるものであるかといふことをはつきりもつと國民に訴へられる必要があると思ふのです。さうして日本國民である以上は、日本の國を自分の手で守りたいという氣持はみんな國民は持つております。しかしながら國民といふものは、よく知らせてもらわれない以上は、自分の環境のこともよくわかりません。であるから極東において日本がどういふ立場にあるかといふことをもつと國民にはつきり政府としては知らせていただきたい。さういふ意味においてソ連あるいは新中国あるいは北朝鮮、南朝鮮等々が、今極東においてどれだけの兵力を持つておるか。さうしてソ連のごときは第二次大戦後航空機においても潜水艦においても非常な発達をいたしてお

ります。恐るべき性能を持った航空機、特に航空機なんかにおきましても戦闘機の性能の優秀なことは、北鮮事変でもつてアメリカのものが負けてしまつておることによつてはつきりわかつております。そのくらい優秀なものをつくり出しておる。それからまた潜水艦なんかにおきましても、航続力あるいは潜水水中のスピードあるいは攻撃力というふうな点において非常に発達を遂げておる。しかも中ソ友好条約によりまして、太平洋の西岸におきましていわれる潜水艦基地と称せられるものが至るところにあるということもわれわれは情報によつて知つておるくらいのものであります。こういう点をこの際少しはつきり政府から明らかにしていただきたいと思う。こういう点を一つ発表していただくわけには行きませんか。

○木村國務大臣 私江藤君のお説の通り非武装中立論というのは一片の観念論にすぎないと思ひます。現実を離れた議論にすぎない。さうなことができれば、まことに仕合せであります。が、今の国際情勢を勘案いたしますと、さうなことは一種の観念論にすぎないと思ふ。そこで日本の置かれた立場としてどういう方法をとつて日本の国を守つて行くか。共産国家群陣営に入るか、あるいは自由国家群陣営に入るか、あるいは今のような観念論であります。非武装中立論をとつて行くかということになりますと、今申し上げました通り非武装中立といううなことは観念論にすぎないと思ふ。そこで何といたしましてわれわれは、いゆる自由国家群の一員として世界の平和に寄与しなければならぬ。この

建前をとつておるからして、アメリカ駐留軍と手を握つて日本の国防の全きを期したいというように現段階においてはなつておる次第であります。そこで繰返して申し上げますが、もちろんわれわれはたゞいまの段階においてはアメリカの駐留軍と手を握つて日本の国防の全きを期して行かなければならぬのであります。これはやはりいつまでも日本としてはさうに参らぬ。一日も早く国力の回復をしてみずからの手によつてみずからの国を守る体制をとつて行かなければならぬ。これは私の信念であります。そこで日本が万一アメリカ駐留軍の手を離れた場合にどうなるか、こういうことになります。今お説の通り日本の周辺におきまする軍事情勢というものは、なかなか容易ならぬものがあると私は率直に認めます。しかしこれはわれわれの判断におきまして、御承知の通りなかなか的確なる資料が得られません。あるいは沿海州にどれくらい兵力の配置があり、あるいはサガレンにどれくらいの兵力の配置があり、あるいは千島にどれくらい配置があるといううなことに於いて的確なる資料は、なかなか容易に手に入れることはできません。少い資料において配置その他兵力量の推定は、われわれは大体できておりますが、しかしここでそれを発表しろということは、私は差控えたいと思ふ。いづれさうな時期は参らうかと考えております。

と、一刻もゆだんがならない。これが当面われわれとしては考えなくちやならない点であると思つております。しかし繰返して申すようでありまして、たゞいまの段階におきましては、アメリカの駐留軍と手を握つて行くよりはか道はないのであります。これは私は率直に認めるを得ない。それからいつまでも駐留軍が日本の国防のためにやつてくれるか。これはわれわれは当然にあらぬと考へております。それからわれわれは、こゝにいたしましては、こゝまでも日本の自衛力の漸増をはかつて行かなければならぬ。しかし情勢がなかなか容易でありませんから、どこまでもある程度アメリカとのタイアップをして行つて、世界情勢に應ずるようになり、そして日本の平和を守つて行くようにということについて力を尽さなければならぬと考へております。

○江藤委員 たゞいまは諸般の事情から、たゞいま私が申し上げました日本を取巻く軍事情勢の見解的な説明の発表は差控えたいということでありましたが、今すぐここで御発表にならなくてもよろしい。しかしやはり国民にはさうの国防思想を涵養せしめようと思ふならば、お前たちはさういふ環境のもとに置かれておるのだということをはつきり認識せしめる必要があると思ふのです。さういふ意味において、時期を見て、ひとつ御発表ありたいということを希望しておきます。

次に、私は集団安全保障ということがお言葉にもございましたが、この問題について、ちよつとお尋ねしたいと思ひます。それは安保条約、それからまた今回のM S A条約にも、いわゆる

国連憲章の原則に従つて云々というふうなあり、国連憲章の原則なり精神といふものを日本側としては受入れておるわけでありまして、ところが国連加入の問題について、説をなす人は、いづれそのうちには加入もいたしますといふふうな言つておるが、御承知のように、常任理事国は全部ヴェトノ権を持つておるのであります。私は今のこのやうな情勢では日本の国連加入がさう容易に実現するものではないと思ふので、さういふ点に關するもう少しつ込んだ外務省側の御説明が願ひたい、こう思ふのです。

○下川委員代理 江藤君に申し上げます。まだ来ておりません。さうです。答弁はあとにまわしていただきます。○江藤委員 次に海外派兵の問題でございます。この問題につきましては、今こゝでたゞちに考弁はいりません。しかし攻勢防禦という場合——ある場合においてはどうしても攻勢をとらなければならぬといふことは兵學上の常識なんです。その攻勢防禦を全然否定するやうな国防といふものが一体成り立ち得るかどうかという問題、私は実際問題としては成り立たぬと思ふ。今答弁はできないでしょうから求めません。が、さういふちよつと常識に反したやうな苦しい説明をしなくてもいいやうなぐあいに政府側としてもひとつ早く処置をせられるように希望いたしておきます。この問題は希望だけにとどめておきます。

も御発言がありました。これを訓練の目的に役立つ場合においては、国もしくは公共団体の土木工事もしくは通信工事等に使うことができるという規定があります。が、訓練の目的に役立つといふことが、どうもあまりに狭義に解釈され過ぎてゐるやうな感じがする。災害出動の場合などにおいて、保安隊が非常に功勞を立ててくれたことはわれわれ災害県民の代議士として感謝してゐるところなのであります。引續いてその後の復旧工事からこれにわれわれの県あたりでも、県知事からいへば、要請をしたのでございませうが、非常に狭義に解釈されてゐるために、なかなか出動してもらへない。この点は根本的に考へ直しになつたらどうかと思ふのです。これは経済的という、いわゆる軍隊の生産化といふやうな面もありますが、それとともに、今日の日本の政界、財界、官界一面をおおう汚職の空氣、これが地方の工事などにはなほだしいのです。災害復旧工事などを見ても、至るところでんぶら工事あるいは不正工事といふものが続出する現況でありまして、國をあげて今日では、極端に言へば汚職組織といふか、リベ

ー・システムといひますか、実にひどい現状になつておる。であるから、さういふやうなことをばかりやつておつたのでは、どうしても国土再建ができないわけでありまして。だからさういふ際こそほんとうに筋金の通つた自衛隊が、さういふ公共の土木工事もしくは通信工事といつたやうなものに積極的に出動し、協力をされる体制に改めてもらふやういふな角度から私非常に念願するわけですが、長官の御見解を

うい精神をもつて今日の中国がや
ておることはいわば富国強兵策です。
これは非常な強力な政治力に物を言わ
せる一つの独裁政治をやつておるので
あつて、富国強兵策をやつて、政々
營々としてあの中国の五億の民が一丸
となつて偉大なる中国の建設運動をや
つておるわけであります。そこでこの
日本においても当然それくらいのはう
はいたる興国の精神というものが起つ
て来るということがもちろん前提であ
るのであります。しかしその精神の中
に核体になるべきものは保安隊であり
自衛隊でなければならぬ、こう思うわ
けであります。長官はしばしば「愛国心
という」ことを言われましたが、この愛
国心もより必要なのであります。し
かし昔から愛国の名によつて非常な罪
惡がよく行われて来たというやうなこ
とわざとあります通りに、ただ愛国と
いうだけでは足りないものであつて、い
わゆる義を見てせざるは勇なきなり
で、正義の觀念というものによつて保
安隊それ自身が強く貫かれていなか
ればならないと思う。この正義という
ものをほんとうに強く隊員に教へ込
むといふやうなことに關して、また愛
国心を涵養するといふことを言われま
した。そういうことに關して、何か具
体的な、たとえばやういふやうな教科
書みたいなものでも配つておられるか
どうか。そういうやうな点についてち
つとお尋ねいたしておきます。

○木村国務大臣　まことに切々たるお
言葉を拝聴いたしました。自衛隊員は
わが国の国土防衛の重任を負つてお
るのであります。ここに精神的の支柱を
与へることが何よりも必要であらうと
考えます。そこでこれをいかに教育す

べきかということについてはなか／＼容易ならぬものがあります。私は常に憂えておりますが、終戦直後日本の青年といわず少年といわず勇気がなくなつた、敢然としてわれ行かんという勇氣が欠けておる、あるいは左へ行き、右へ行き、もうおちつくところは知らぬというような状態がうかがわれるのであります。これでは日本はどうてい浮ばれない、何よりもまずしつかりした人をつくらなければならぬ、勇氣のある人をつくる。今申されました正義確立のもとにはどこまでも人は進んで行くのだという一つの勇氣を出さなければならぬ、これです。そこでこれをいかに教育すべきかということについてはいろいろ方法がありましよう。上からこういうぐあいにしろうということでは指示するのはいかぬ。各青年がほうとうに自発的にこうあるべきだということ盛り上つた精神をここにづくり上げなければいかぬ、それに皆思いをいたしてくれと私は申しておる。容易なことではありませんが、私は長い目で見れば徐々に行つておるのじやないかと考えます。先ほど書物のお話が出ましたが、われ／＼も一応ある精神的ものを刊行して隊員に配つたらどうかという考えも出たことはあるのであります。しかしそれでは一面に偏するきらいがあるから、今そういうことをやる時期ではない。もうしばらく隊員の様子を見ようじやないかということ、そういうことをやることは差控えております。しかし必ずしもやらぬというわけじやありません。われ／＼といたしましては、今申し上げましたように、隊員と起居をともにするいわゆる指導者、指揮者にまずよ

く精神的に修養してもらつて、この人たちの行動自体によつて隊員を教育して行く、こういう方針をとつて行きたい、こう考えておる次第であります。

○江藤委員 長官は、ただいま敗戦後の日本にみまぎつてゐる非常に憂うべき一つの現象として、勇氣がみななくなつてしまつたということを言われました。まことにその通りであります。そこで、長官もひとつ大いに勇氣を出して、この際精神訓育、教育ということには、あまりあつちを見たり、こつちを見たりしないで、勇敢にやつていただきたい、かように希望いたします。私の質問を終わります。

○下川委員長代理 本日はこの程度にいたし、次会は明日午後一時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十一分散会

昭和二十九年四月十二日印刷

昭和二十九年四月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局